

くらしの情報

新篠津村の住所の表示に「方書（かたがき）」を記載・統一します

新篠津村では「第〇〇線〇〇〇番地」という住所の表示でしたが、アパート名や部屋番号（△△団地〇〇〇号室）をつけることにより、郵便物やお届け物が間違いなくお手元に届くよう、「方書」をつけることにしました。

「方書（かたがき）」とは、村営住宅やアパートなどの建物・部屋番号などのことです。新篠津村では、平成22年以降、転入転居のあった際に方書を記載していましたが、6月22日以降は、下記のとおり、住民票に記載することにしました。

【現行】 新篠津村第〇〇線北□□番地



【変更後の例】
新篠津村第〇〇線北□□番地 △△ハイツ◇ー☆☆☆号室
新篠津村第〇〇線北□□番地 △△団地◇棟☆☆☆号室
新篠津村第〇〇線北□□番地 △△園

対象となる方

- (1) 現在、新篠津村に住民登録があり、転入・転居の届出の際にすでに方書の届出をしている世帯の一部
(現在住民票に方書が記載されているが、方書の統一により方書の記載が変更される世帯)
- (2) 現在、村営住宅（公営住宅・特定公共賃貸住宅を含む）に入居されている世帯
- (3) 高等養護学校・施設（特養・幸生園・ふれあいの苑）に住所を置いている世帯

※今回通知した方書で6月22日から住民票に記載されますが、団地名を記載したくないなど、通知以外の方書を希望される世帯は、新篠津村役場住民課戸籍年金係で手続きをしてください。ただし、方書の変更は郵便物が確実に届くことが条件となります。（届出は世帯主もしくは同じ世帯の方です。それ以外の方は委任状が必要になります。届出人は本人確認できるものを持参してください。）

方書が表示される証明書類の例

◎住民票の写し ◎住民票記載事項証明書 ◎印鑑登録証明書 など

※方書を記載することによって免許証、住基カード、年金関係書類、村が発行している保険証などの住所変更の手続きは原則、必要ありません。有効期間の満了日まで引き続き使用できます。

※方書が記載された被保険者証などを希望される方は、現在お持ちの被保険者証及び印鑑を持参のうえ、平成27年6月22日以降、各担当係にて手続きをお願いします。

ご不明な点があれば、住民課戸籍年金係までお問い合わせください。

問合せ先／住民課戸籍年金係 ☎ 0126-57-2111（内線333・334）

